

附属明細書一覧

作成区分	名 称
法人全体で作成	(別紙 3 ①) 借入金明細書
	(別紙 3 ②) 寄附金収益明細書
	(別紙 3 ③) 補助金事業等収益明細書
	(別紙 3 ④) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
	(別紙 3 ⑤) 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
	(別紙 3 ⑥) 基本金明細書
	(別紙 3 ⑦) 国庫補助金等特別積立金明細書
拠点区分ごとに作成	(別紙 3 ⑧) 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
	(別紙 3 ⑨) 引当金明細書
	(別紙 3 ⑩) 拠点区分資金収支明細書
	(別紙 3 ⑪) 拠点区分事業活動明細書
	(別紙 3 ⑫) 積立金・積立資産明細書
	(別紙 3 ⑬) サービス区分間繰入金明細書
	(別紙 3 ⑭) サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書
	(別紙 3 ⑮) 就労支援事業別事業活動明細書
	(別紙 3 ⑮-2) " (多機能型事業所等用)
	(別紙 3 ⑯) 就労支援事業製造原価明細書
	(別紙 3 ⑯-2) " (多機能型事業所等用)
	(別紙 3 ⑰) 就労支援事業販管費明細書
	(別紙 3 ⑰-2) " (多機能型事業所等用)
	(別紙 3 ⑱) 就労支援事業明細書
	(別紙 3 ⑱-2) " (多機能型事業所等用)
	(別紙 3 ⑲) 授産事業費用明細書

【作成の省略について】

⑩ 拠点区分資金収支明細書

⑪ 拠点区分事業活動計算書

- ・ サービス区分が 1 つの拠点区分の場合は、⑩、⑪を省略可。
- ・ 介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点では、⑩を省略可。
- ・ 子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は、⑪を省略可。
- ・ その他の事業を実施する拠点では、事業内容に応じて⑩、⑪の一方を作成するものとし、残る他方を省略可。

※上記に従い、⑩、⑪を省略する場合には、拠点区分用の注記にその旨を記載すること。

⑯又は(⑯-2) 就労支援事業製造原価明細書

⑰又は(⑰-2) 就労支援事業販管費明細書

⑱又は(⑱-2) 就労支援事業明細書

- ・ サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上が 5,000 万円以下であり、多種少額の精算活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、⑯、(⑯-2) 及び⑰、(⑰-2) の作成に替えて、⑱、(⑱-2) を作成すれば足りる。